

# 下水道排水設備指定工事店 事務連絡会

令和4年7月20日、21日

午前9時～、午後4時～

突然ですが、指定工事店の皆様より  
こんな話をよくいただきます


「大治町の完了検査は厳しい」



本日はその理由をご説明します



# 本日の内容

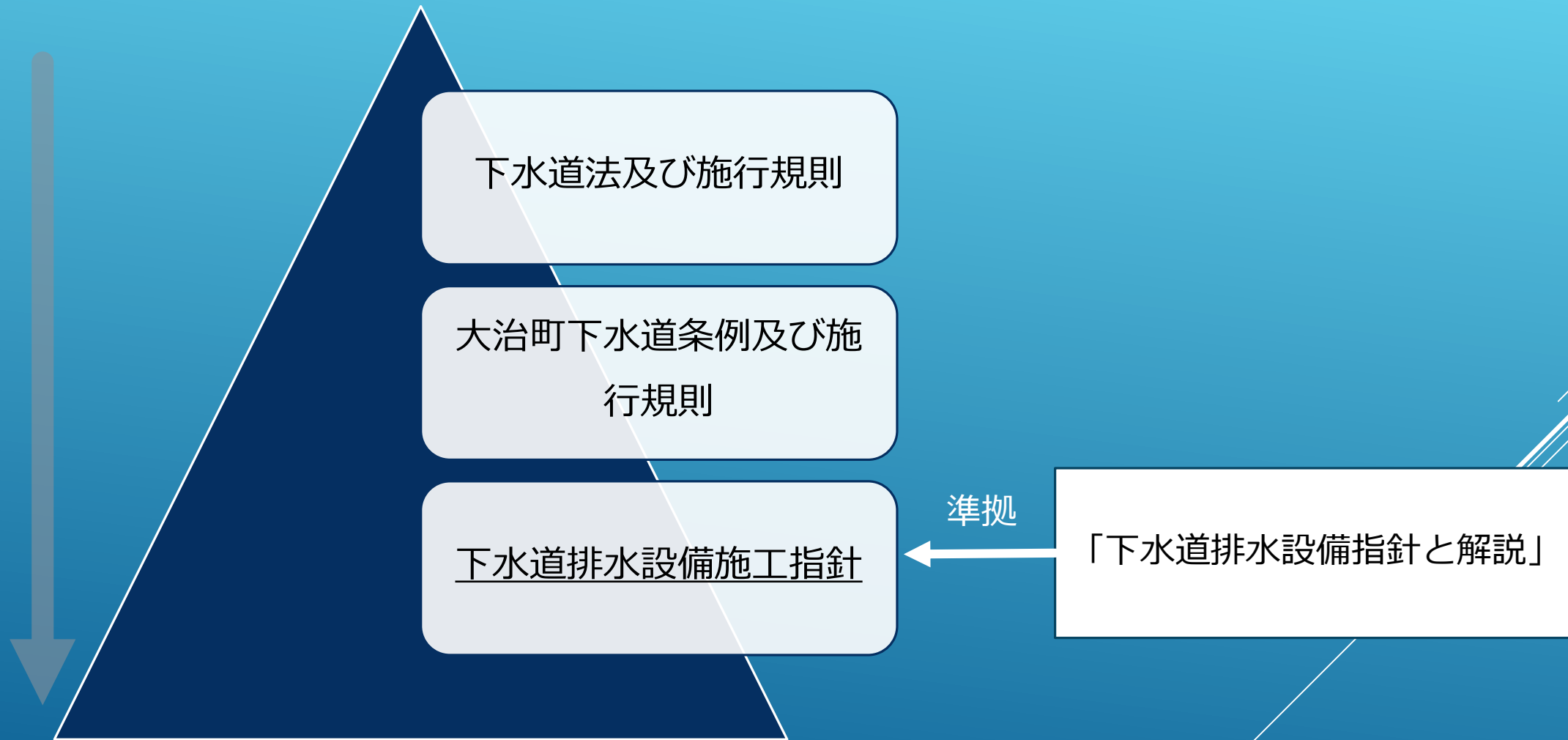
1. 排水設備施工指針の改定について
  2. 排水設備工事の際の諸注意
  3. その他
- 
- Decorative white lines consisting of several parallel diagonal strokes in the bottom right corner of the slide.

# 排水設備施工指針の改定について

- ◆令和4年6月より改定
- ◆大幅にページ数を削減

主な変更点についてご説明します。

# 変更1 指針の立ち位置を明記



## 変更2 事務手続きの留意点の更新

- ▶ 申請時、設計において不明点がある場合の事前協議について
- ▶ 完了届の提出タイミング（≠建物の竣工）について
- ▶ 完了検査について



# 完了検査について

## ▶ 完了検査の目的

⇒「指定工事店が施工した工事内容について客観的な立場での判断により、その専門性により施工者有利となるような利害関係が存在させないことを目的」

要するに

施主（住民）が確認し得ない施工内容について、役場が確認することで、一定以上の基準で施工されたことを保証（検査済証）することが目的

⇒レベル（勾配）、ますの施工状況等、指針の基準と照らし合わせる必要がある。

# 完了検査について

## ▶ 完了検査の内容

- ・ 污水管と雨水管の分離（ますの目視）
- ・ 竣工図面どおり施工されているか（レベル、延長、ます深）
- ・ 排水管はたるみ、蛇行、漏水がないか（水を流す）

## 加えて

- ・ 床下集合配管システム、阻集器の確認  
⇒ 今回の指針より写真撮影を求めています

# 完了検査について

## ▶【重要】やり直し指示の基準

- ・下水道法、下水道条例の基準に反している場合

⇒いかなる場合であっても再施工の対象となる

- ・排水設備施工指針の基準に反している場合

⇒やむを得ない理由がある場合を除き再施工の指導の対象とする

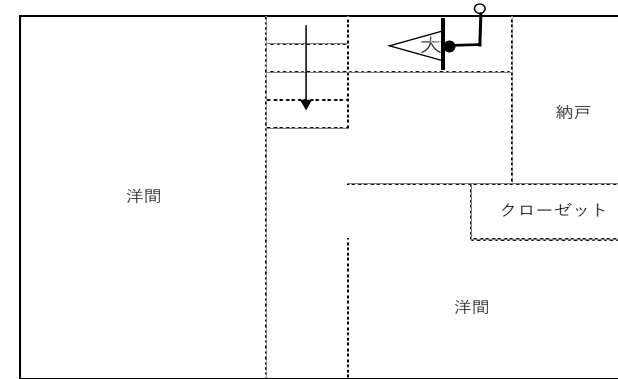
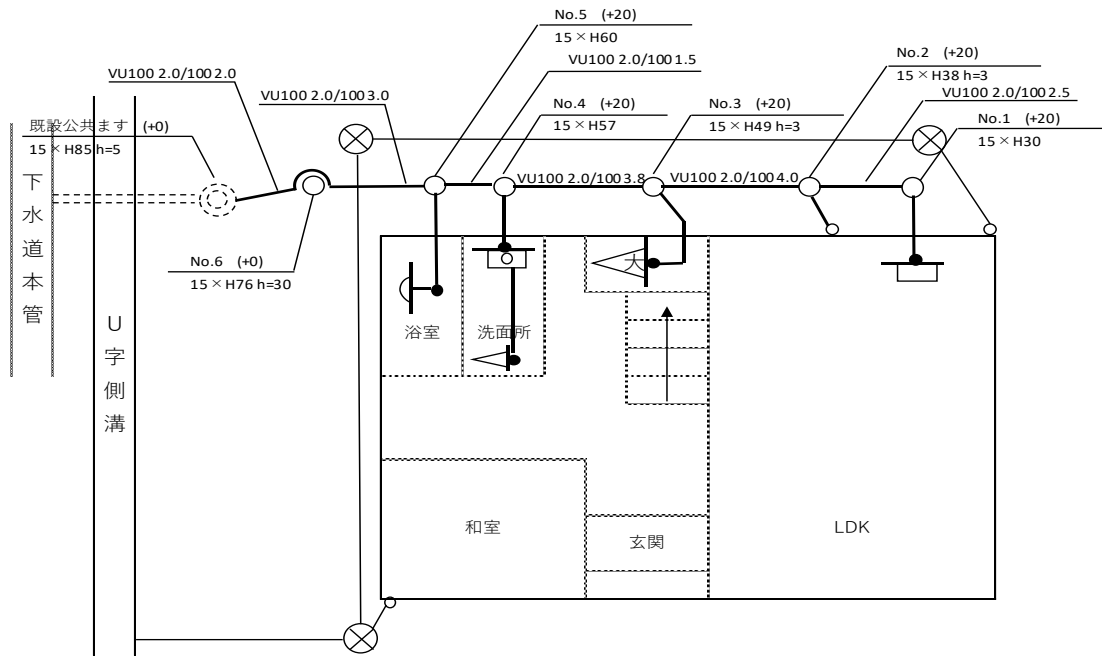
※やむを得ない理由かは役場と協議の上での判断となります。

※指導について、その後の施工については施主との間で確認してください。その際施工不要となった場合はメール等で合意の上施工しない旨を連絡してください。

## 変更3 設計の作成方法

- ▶ 設計書の有効数字のうち延長の桁数を小数第1位までに
- ▶ 平面図のみの提出で済むのは管種、管径、こう配、延長を記入したうえで、計算式を空欄に記載したもの  
⇒ 計算式を記載していない図面が散見されるため注意
- ▶ 設計図面例を更新

排水設備工事平面図作成例



- No.1 (起点) = 30
- No.2 2.0/100 × 250 + 30 + 3 - (20-20) = 38
- No.3 2.0/100 × 400 + 38 + 3 - (20-20) = 49
- No.4 2.0/100 × 380 + 49 - (20-20) = 57
- No.5 2.0/100 × 150 + 57 - (20-20) = 60
- No.6 2.0/100 × 300 + 60 + 30 - (20-0) = 76
- 公ます 2.0/100 × 200 + 76 + 5 - (0-0) = 85

<注意事項>

- ・提出の際は、カラーで汚水系統が赤、雨水系統が緑で着色されていること。なお、雨水系統については詳細な確認はしないため計算等は不要であるが、汚水との分流の確認のため、図示してあることが望ましい。
- ・既設ます、既設管の点線について、容易に判別ができるよう縮尺等留意して作成すること。
- ・計算式について図面内にスペースがない場合は別紙としてもよい

設置場所		
申請者	住所	
	氏名	
施工業者	登録番号 第 号 住所 会社名 代表者名 電話番号	

## 変更4 屋外排水設備の設計

▶ 排水管のこう配に基準を追加

⇒ 排水人口150人人未満の場合

管径100mm以上こう配2.0/100以上

▶ まず底部の構造

⇒ 便所からの合流は鋭角に、やむを得ない場合を除き 3 cmの段差を設ける

※ やむを得ない場合について、指定工事店のみで判断せず、都度役場と協議してください

## 変更5 その他

### ▶ 関係法令、参考を削除

大治町HPにおいて随時更新していきます。

⇒様式についても随時更新されるため、申請の都度確認をお願いします。

### ▶ 指針に記載のない事項について

(公社) 日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」に基づくため、確認の必要がある場合は役場まで問い合わせをお願いします。

# 排水設備工事の際の諸注意

## ▶ 責任技術者の役割の再確認

### 指定工事店規則第 1 1 条

「責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、町の職員からの要求があったときは、これを提示しなければならない」

### 指定工事店規則第 1 2 条

「責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規則その他町長が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工（監理を含む。）に当たらなければならない。」

### 同条第 2 項

「責任技術者は、当該工事がしゅん工した際に町が実施する完了検査に立ち会わなければならない。」



# 排水設備工事の際の諸注意

▶ますを設置する基準と既設管と新設管の処理について  
指針よりますの設置箇所について

ウ 新設管と既設管との接続箇所で流水や維持管理に支障をきたす恐れのある箇所

⇒原則として、既設管と新設管の接続点にはますが必要としています。

# 排水設備工事の際の諸注意

▶排水設備計画確認申請の設計について

申請時の調査が不十分で竣工図において大幅な変更がある

⇒計画時点で調査を十分に実施するとともに、大幅な変更があった場合は変更申請が必要です。

※大幅な変更...ルートの変更、複数のますの追加、排水設備の追加等（詳細は都度ご相談ください）

# 排水設備工事の際の諸注意

## ▶ 完了検査の実施に関する諸注意

- ・ 完了検査の日程調整は必ず施主の確認を取ってください。

⇒原則として、施主の立ち合いが必要、やむを得ない場合は確実に了解を得ること。

- ・ 完了検査の日程調整は完了届の受理・確認後役場より連絡します。

⇒事前の調整は受け付けていません。

- ・ 使用するレベル測量機が回転レーザー式でない場合は責任技術者含め2名以上で受検すること。

# その他

- ▶ 受益者負担金申告書などの取り扱いについて
    - ・ 確実に受益者にわたるよう連絡をお願いします。
  - ▶ 受益者負担金の申請単位（土地）について
    - ・ 原則、一体的に利用されているとみなされる土地単位
- ⇒ 申請者が利用している隣接する土地についても申請対象
- ▶ 指定工事店の実施すべき工事について
    - ・ 浄化槽雨水転用工事など